

補助率  
1/2

# コロナ対策支援補助金

できるだけ早めに  
申請・相談ください

鹿児島市では、コロナ禍における観光振興策として、安心・安全な観光地域づくりに向け、市内宿泊施設の衛生対策強化に係る取組に対して支援します。

※支援を受けるには**事前に申請が必要です**（手続きの流れは裏面をご覧ください）。

※本市から送付される「**交付決定通知書**」の発行日（右上記載の日付）より前に購入した分は、**補助対象外**となりますのでご注意ください。

→ 交付決定通知日

※申請前に一度ご相談ください。

## 1 補助対象者

鹿児島市内で旅館業法第3条第1項の規定により営業許可を受けている宿泊施設（以下【対象外施設】を除く）を営業する事業者等のうち、売上高が令和元年に比して減少している、または減少が見込まれ、かつ、今後も事業を継続する意思がある事業者等

【対象外施設】

研修施設、店舗型性風俗特殊営業または同様の形態で営業を行っている施設であるもの

## 2 補助対象期間

交付決定通知日から令和4年2月28日（月）までの取組に係る費用

※交付決定通知日以前の取組に係る費用は対象になりません。

## 3 補助対象となる取組 ※交付決定通知日以降の取組

利用者回復につながる衛生対策強化に係る取組

（本市経済の早期回復のため、物品の購入等については、可能な範囲で市内（県内）事業者の活用をお願いします。）

### 対象となる経費の具体例

#### 業種別ガイドラインに基づく衛生対策

- 施設の消毒・清掃、衛生対策のための消耗品購入（送料含む）
- キーレス、非接触型チェックインシステムの導入
- 混雑緩和、食事の取り分けや配膳対応、小まめな消毒に要する人件費
- 衛生対応の広報（動画、HP、多言語） など

### 対象とならない経費の具体例

#### 販売力強化に要する経費は対象になりません

- 広報費（広告、動画、宣伝写真等）
- オンライン販売システム導入、HP改修
- 営業、販促活動のための旅費
- 経営相談等コンサル経費
- 飲食費、維持管理費・光熱水費、キャンセル・値下げ等の損失補填、振込手数料、消費税等の仕入控除税額分 など

## 4 補助率・補助上限額

補助率：1/2

補助上限額：合計収容定員数に応じた額（右表）

補 足

- 先着順ではありません。
- 合計収容定員数は、本市への届出に基づく旅館業法に係る許可台帳（令和3年4月1日現在）に記載の数値とします。数値が異なる場合や新規開業した場合などは、合計収容定員数が分かるものを提出してください。
- 上記定員数に応じた各施設の補助上限額については、本市から各事業者へ送付する書類に記載しています。

合計収容定員数	補助上限額
1～10人	2.5万円
11～30人	7.5万円
31～50人	15万円
51～100人	25万円
101～150人	35万円
151～200人	45万円
201人～	50万円

## 5 申請及び実績報告手続き

鹿児島市

鹿児島市より補助対象事業者へ申請書等を郵送

宿泊事業者

【**交付申請手続き**】下記の申請書類を記載して郵送

- ①交付申請書（様式第1）
- ②事業の内容を示す資料（見積書・カタログの写し等）
- ③営業許可証の写し
- ④概算払請求書（様式第7）／振込先口座通帳の写し  
※④は前払いを希望する場合のみ提出ください。

令和4年1月31日  
までに申請ください。

鹿児島市

審査後、**交付決定通知書**を郵送

宿泊事業者

**衛生対策強化に係る取組の実施**（交付決定通知日～）

※前払い希望者には順次補助金を振込

宿泊事業者

【**実績報告手続き**】下記の報告書類を記載して郵送

- ①実績報告書（様式第4）
- ②事業の実施を証明する写真や報告書等
- ③領収書等の支払いを証明する書類の写し  
※領収書の日付は交付決定通知日～2月28日、宛名があるもののみ有効です。
- ④支払明細書（請求書や納品書等）の写し

令和4年2月28日  
までに提出ください。

鹿児島市

審査後、**補助金確定通知書**を郵送  
※返金がある場合は戻入通知書を送付

審査後、**補助金確定通知書**／  
**請求書（様式第6）**を郵送

宿泊事業者

戻入通知書により返金（指定日まで）  
（実績額が前払い金額を下回った場合）

必要事項を記載した**請求書（様式第6）**／  
振込先口座通帳の写しを郵送

鹿児島市

**補助金を振込**

【消費税等を補助対象経費に含めて交付申請した事業者】

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書（様式第8）をご提出ください。

## 6 交付申請書及び実績報告書受付期間

【**交付申請書**】令和3年4月1日（木）～ 令和4年1月31日（月）まで

【**実績報告書**】交付決定通知日 ～ 令和4年2月28日（月）まで ※消印有効

## 7 提出・お問合せ先

〒892-8677 鹿児島市山下町11-1（みなと大通り別館3階）

鹿児島市役所 観光プロモーション課戦略係

☎099-216-1510（平日 8時30分～17時15分）

※申請書は鹿児島市ホームページからダウンロードできます。

〔ホーム > 市政情報 > 新型コロナウイルス感染症対策関連専用ページ > 〕  
【**宿泊・貸切バス・タクシー事業者の皆さま向け**】コロナ対策支援補助金



# Q&A

## 鹿児島市宿泊施設等新型コロナ対策支援補助金に関する質問と回答

**Q 1** 市内に宿泊施設があり、旅館業法に係る営業許可申請者が本社(市外)の場合の申請者は？

- 申請者は営業許可申請者（以下「本社」という。）です。
- なお、市内の宿泊施設に申請書を送付していますので、本社と調整ください。  
※本社が市外にあるなどの理由で、連絡調整に時間等を要する場合は、委任状（様式あり）を提出していただくことで、施設長等を申請者としてみなすことができます。

**Q 2** 市内に対象となる宿泊施設を3つ経営しています。補助上限額の考え方を教えてください。

- 補助上限額は事業者が経営する各宿泊施設の合計収容定員数の総数に応じた額となります。仮に3つの宿泊施設の合計収容定員数の総数が150名の場合は35万円が補助上限額となります。

**Q 3** 宿泊事業とタクシー事業を行っている場合の申請方法は？

- 宿泊事業、タクシー事業ごとに、それぞれ申請をお願いします。

**Q 4** 交付決定通知日以前に実施した衛生対策は補助対象になりますか？

- 補助対象外になります。
- 交付決定通知日以降に実施した取組が補助対象となりますので、通知後、実施してください。

**Q 5** 複数回に分けて申請できますか？また、物品の購入と施設の消毒など、複数の取組について申請できますか？

- 申請回数は1回限りになります。
- 複数の取組を組み合わせでの申請も可能ですので、効果的にご活用ください。

**Q 6** 国等から補助金をもらっている取組について申請できますか？

- 国や地方自治体、他の行政機関等から補助金を受ける事業についても申請可能です。国等の補助金がある場合、次のうち低い額が交付額となります。  
①補助対象経費から国等の補助金の額を除いた額  
②一事業者当たりの補助上限額

**Q 7** 廃業している場合は申請できますか？

- 対象外になります。ただし、令和4年1月31日までに新たに旅館業法の営業の許可を受けた場合は、対象になります。

**Q 8** 休業している場合は申請できますか？

- 対象外になります。ただし、令和4年1月31日までに営業を再開した場合は、対象になります。

**Q 9** 物品購入等の支払いを口座振込で行うため、一般的な領収書が発行されません。支払いを証明する書類は何を添付する必要がありますか？

- 振込依頼票や振込電算伝票の写し（相手先や金額等の該当箇所をマーカー）に、支払明細書（請求書や納品書等）の写しを添えて提出してください。